

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第二十六号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)
午前十一時二十六分開会

本日の会議に付した事件

○地方税法を改正する法律案(内閣送付)
○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川末次郎君) 只今より委員会を開きます。地方税法を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案について説明をお願いします。

○顧問(大庭秀雄君) 只今提案いたしました地方税法を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案の理由及びその大要を御説明申し上げます。新憲法は、地方団体の自治権を個人の基本権と同様に保障することを闡明し、これに基づいて地方自治法が制定実施されたのであります。併しながら地方自治法は、その與えられた財源の量は、未だ十分ではありませんし、その與えられた財源を入手する方途には未だ十分には自主性を確立しておりません。昭和二十二年を顧みますと、地方財政を最も悩ました大きな問題は、第一には六・三割の新教育制度の実施に要する経費と、頻発した災害復旧対策に要する経費とでありました。いづれも当初予想しなかつた多額の経費を要するものであり、地方に、國庫財政の都合で相当多額の負担が地方に轉嫁されましたので、地方團

体は、その運営に非常な困難をなめたのであります。この問題は、今後、國庫、地方を通ずる大きな財政問題として遺憾のないように措置されねばならないところであります。

第二は、インフレの進行に伴う人件費、物件費等の増加に對應する所要の財源を欠乏した点でありました。これがため、地方団体は、極度の財政難に陥り、そのなすべき事業もなし得ず、遂に萎縮して終つたのであります。敗戦による苦難の中から立ち上つて平和日本の再建に努力すべき地方の創意も自主性も、これを十分に期待することができなかつたのであります。而して、地方団体は、これらの問題のため、百二十億円の公債を発行し、五十五億円の政府貸付金を得て、漸く年度を送るだけのことができたのであります。その状態は、尙非常な金銭難に苦しみつつも多額の一時借入金を負つて全くの一時凌ぎをやつてゐるという状態でありました。このような地方財政現在の危局を打破するため、政府といはしましては、地方財政委員会において第一に、地方自治権確立の方針に則り地方財政自主性の徹底を図ること、第二に、現在の経費情勢に即應する地方財政制度を確立することの二つを目標といたしまして、地方財政制度全般に互る改革案を立案いたしましたのであります。併しながら、國庫財政との関係もありまして、今直ちに、地方税財政制度改革案を全面的に実施することはできませんので、一應差当りの地方財政の窮乏に對処するものとして、地方税法及び地方分與税法を全文改正することにいたしました。これが本法案を提出することにいたしました理由であります。

最初に地方税法を改正する法律案の大要を申し上げます。

本法案提出の理由が右に述べました点にありますので、従いまして、本法案は、差し当つての地方財政に必要な財源が得られるようにするための地方税制の改正を主とし、尙地方財政自主化を一步進めるために監督官の許可の全席に關する事項及び徴収の確保を期するための罰則等の強化に關する事項をその内容としたしております。所要の財源を得る途は三つあります。第一は新しい税目を創設することであり、第二は、現行税目に賦課率の引上げ等の変更を加へることであり、第三は、國税を地方に委譲することであり、由來地方税はいわゆる直接税主義を採つており、従つてインフレの進行に伴つて増収しうる税種に極めて乏しいのであります。この三つの場合を通じて、この欠陥を補うように努めたのであります。第一の新税目として創設いたしましたのは、次に申し上げるようなものであります。

一、事業税、現行事業税は、營利法人の営む營業及び個人の営む物品販賣業以下二十数種の營業に對して課税されておりますが、この際農業、畜産業、水産業等の原始産業及び農業協同組合、産業組合等の特別法人の行う事業

に對しても、その所得を標準として課税しまして地方団体の財源の一つとしますことを適當と考え、新たに事業税を創設することにいたしましたのであります。而して營業税はこれを廢止して、營業税の對象たる營業も事業税の對象としたのであります。併しながらその賦課率は營業税の對象であつた營業と、新たに事業税によつて課税の對象となつたものと差等をつけるのを相當と考え、前者は本税附加税を合せて百分の十五であるのに對し、後者は百分の十としたのであります。この營業税の範圍擴張による増収額は次に申し上げる主要食糧の分を除いて約三十九億八千万円でありました。尙、農業に對する事業税については、当分の間、その事業から生ずる所得の中、主要食糧に關する部分はこれをその課税標準に算入しないことにいたしました。主要食糧の増産は、現下のインフレを克服し、經濟を再建する基礎をなすものでありまして、この際その増産意欲を阻害するやうな措置はこれを避くべきであること、又、現在自作農創設特別措置法による農地改革が尙尙、進行途上にありますので、この際これの成功に障害となるやうな措置は採るべきでないこと等の事情を考慮した結果であります。

二、特別業務税、農業始め原始産業に課税することにしますと、それと均等に医師、弁護士等のいわゆる自由業に對してもその所得に對して新たに課税することが適當であると考へました。これらのものに對する特別業務税を新設したのであります。賦課率は、弁護士、公証人、司法書士等に對するものは、原始産業に對する事業税と同様本税附加税を合せて百分の十としたが、医師、齒科医師、助産婦等に對するものについては、これらの業務について法律上應酬義務が規定されてゐる等その業務の特殊性に鑑み、百分の八といたしました。この特別業務税の新設による収入は、約九億と見込んであります。

三、釐金税、釐金は昭和十四年當時まで國税として存したのであります。が、釐金地帯の財政状況等にも鑑み、この際地方税として復活することにいたしました。釐金の採掘又は砂金の採取の事業に對し、釐金又は砂金の價格を標準として課するものと、賦課率は本税附加税を合せて價格の百分の一といたしました。而して釐金の採掘又は砂金の採取の事業に對しては、事業税は課せられないことにしたのであります。釐金税の新設による増収は約八億九千万円でありました。

四、電氣ガス税、電氣ガス税は戦時中から昭和二十一年まで國税として存してゐたものであります。その廢止後は多くの府縣において法定外独立税として、徴収して參つたものであります。この税を法定し廣く一般消費者に課することとするのは、相當無理な大衆課税であるとの論もあるようでありましたが、地方財政の窮乏打開の一策として已むを得ないものと考へております。賦課率は本税附加税を合せて百

第二節 治安及び地方制度委員会會議録第二十六号 昭和二十三年六月二十四日【参議院】

五、電氣ガス税、電氣ガス税は戦時中から昭和二十一年まで國税として存してゐたものであります。その廢止後は多くの府縣において法定外独立税として、徴収して參つたものであります。この税を法定し廣く一般消費者に課することとするのは、相當無理な大衆課税であるとの論もあるようでありましたが、地方財政の窮乏打開の一策として已むを得ないものと考へております。賦課率は本税附加税を合せて百

五、電氣ガス税、電氣ガス税は戦時中から昭和二十一年まで國税として存してゐたものであります。その廢止後は多くの府縣において法定外独立税として、徴収して參つたものであります。この税を法定し廣く一般消費者に課することとするのは、相當無理な大衆課税であるとの論もあるようでありましたが、地方財政の窮乏打開の一策として已むを得ないものと考へております。賦課率は本税附加税を合せて百

分の十といひしておりますが、要保護者等に對しては地方團體において適宜減免の措置を採ることは望ましいことと考えております。尙、重要産業が直接生産のため使用する電氣に對しては、その製品の價格構成中に五割以上の電氣料金を占めるものにつきましては非課税とするように措置いたしますから、その生産を阻害することはないと考えております。電氣ガスを新設による収入は約二十六億に達する見込であります。

五、木材引取税、使用人税、余裕住宅税、以上申上げました外、素材の引取者に課する木材引取税、家事使用人を使用する者に課する使用人税を新設し、尙當分の間、余裕住宅の使用人又は空住宅の所有者に余裕住宅税を課しうることにいたし、あらゆる方面において財源を求めると共に住宅難緩和の一助ともすることとしたのであります。

次に財源を得る第二の方法として、現行税目について次のようにその賦課率は引上げる等所要の変更を加えたのであります。

一、地租の標準賦課率は現在宅地については本税附加税を合せて百分の二十四、宅地以外の土地については百分の七十二でありますのを一様に百分の二百、家屋税の標準賦課率は現行百分の四十二でありますのを百分の二百五十に引上げて相当の増収を図ることにしたのであります。地代及び家賃が現在他物價に比し著しく低位に据え置かれておりますので、これを改定するとともに、この程度の増税を行うことは、已むを得ないと考えます。因みに、地租、家屋税の課率の引上げによる増収

は約五十億になる見込であります。

二、住民税は、現行地方税中におきまして唯一の国税でありまして、本来の特色は、これによつて多額の収入を得ようとするのではなく、廣く住民が負担を分任し、これを通じて地方自治に對する住民の關心を深くし、積極的

に地方自治に參與しようとする氣風を醸成して行こうとする点にあつたのであります。一面或る程度の弾力性をもち得る性質を具備しておりますので、昨年来しば、その平均賦課額の制限額を引き上げて、相次ぐ人件費、物件費の高騰に對應する財源の一部に充てて参つたのであります。今更に一歩を進めて納税義務者一人当たり平均賦課額制限の制度を廢止して、新たに標準賦課額の制度を設けることとし、標準賦課額を道府縣民税と市町村民税とを合せて千四とすることにいたしました。

現行制限額四百四に對して二倍半の増税でありまして、これによる増収は約九十四億と見込まれるのであります。すでに本税としては徴収しうる限度ではないかと考えております。而して納税者の便宜を考慮して適宜納期を二期に分けることとしたのであります。

三、釐区税の賦課率は、他の税に比し低位にありますが、五倍に引上げることにいたし、又不動産流通の租税力に着目し、かたゞインフレーションの抑制を因るため不動産取得税の制限賦課率を本税附加税を合せて價格の百分の二十に引上げて法定することにいたしました。

四、自動車、荷車及び金庫の取得に對しましても、自動車税、荷車税及び金庫税を課しうることにし、又遊興飲

食税に改め喫茶店における飲食、仕出屋等から供給を受ける飲食に對しても課しうることにいたしました。尙府縣税の藝妓税を廢止し、藝者、ダンサー等に市町村税として接客人税を課することにいたしました。

以上申上げましたように、今回の改正においては、地方財源として残されてゐる税源について多数の新らしい税目を起し、又現行税目に変更を加えてこれを捕提することにしたのであります。したが、これらの措置のみを以ては急増した地方團體の財政需要を充足いたしません。尙多額の欠除を生ずるのであります。ここに第三の方法として

國稅の地方委託が考えられるのであります。現下の經濟事情におきましては、國庫財政も亦相當窮乏な状態にあるのであります。警察、消防、教育等各方面におきまして相當大幅な事務が國から地方に委託になりました現状におきましては、税源も又これに對應して地方に委託することが適當であると考

へるのであります。かくて今回の改正におきまして國稅入場税と特種免許税の地方委託をうけることにいたしました。入場税は元來地方税として発達したものであります。昭和十五年以來國稅として徴收し、その一部を配付税として地方團體に交付する型式を採つて現在に及んでゐるのであります。このような沿革からいまして、

亦地方團體の施設との關連から見ましても、殊に今般設置せられた自治體警察に要する經費に見合う財源として適當な税と考へられますので、これを道府縣税とし、市町村においてその附加税を課することとしたのであります。賦課率は國稅當時と同じく

料金の百分の百五十とし、この税の性質からしまして全國一律といたしますように規定いたしました。尙道府縣分と市町村分との割合は、この税の委託の趣旨の一つが自治體警察の財源に充てるという点あるのに鑑みまして、道府縣分一、市町村分二の割合といたしたのであります。因みに入場税の委託による地方税の増収は約九億となるのであります。特種免許税は、特種法に基いて國稅として徴收いたしておるものであります。又、地方團體におきましては、現在この特種免許税の半額以内の特種者税を賦課いたしておるのであります。いわばこれは附加税と同様のものなのであります。一方特種免許に關する事務は、現在都道府縣において実施してゐるのであります。この際地方財源充足の一つの措置といたしまして、これを道府縣に譲り受けて特種者税と併合し、市町村において附加税を課することとしたのであります。

次に、監督廳の許可の権限の全廢について申上げます。現行法におきましては、標準率超過課税、法定外独立税の新設変更或いは營業税における外形標準の採用等の場合におきましては、内閣總理大臣及び大藏大臣又は都道府縣知事の許可を要することとなつておりますが、地方團體における財政自主権を確立する方向から見まして、この際許可制度を全廢することを適當と考えたのであります。その結果、例えば住民税、地租、家屋税及び事業税については、單に標準賦課額又は標準賦課率を法定するに止め、又法定外独立税は地方團體において自由に課しうることとしたのであります。併しながら、一

面地方團體が財政運営の方針を誤り、その財政の健全性を失ひ、國又は住民に迷惑をかけるようになりますと、却つて自治の基盤を破壞することになりますので、財政自主権を尊重しつつもかかる弊害に陥らぬようにいたすため、地方審議會による審査の制度を設けたのであります。即ち地方團體が標準率超過課税、法定外独立税の新設変更、外形標準による事業税の賦課等を行うときは、これに關する條例の議決後直ちに内閣總理大臣に報告せしめることとし、内閣總理大臣は國民の租税負担、國の經濟政策等に照らし、適當でないものと認めるときは、地方稅審議會の審査を請求しうることにし、地方稅審議會の審査の結果、当該條例の取消又は変更を可とする決定したときは、内閣總理大臣は、これに基いて取消し又は変更の処分をしなければならぬこととしたのであります。而して、この制度は、

從來の中央集權的な許可の制度とはその精神を異にするものであります。第一に審査に附せられる事項は、できるだけ少くするようにして、地方團體の自主的な活動を萎縮せしめないよう

にし、第二に、審議會の委員は財政主管官廳及び自治團體の關係者でない學識経験者のうちから、これを選任することとして、その審査の公正を保持し、第三に、審議會は内閣總理大臣の所轄には屬するのであります。内閣總理大臣は審議會の審査に拘束せられることとし、官權の擅断を廢して民主的な運営を所期することとしたのであります。

最後に、罰則等の強化について申上げます。地方税の賦課徴收に關しては、

ものに更に三百に警察吏員の数を乗じた額を加算したものとすることす

ることにいたしました。昭和二十三年

まして、

い、町村の中これを設置するものと設置しないものとの間に、著しい財政需

租、家屋税の課率の引上げによる増収
金庫税を課しうることをし、又遊興飲
の附加税を課することとしたため
あります。賦課率は國稅當時と同じく
としましたのであります。併しながら、一
たものに更に三百に警察吏員の数を乗
じた額を加算したものとすることす
るとともに寒冷地帯の人口につきま
しては、單なる実人口を用いないで、北
海道については三割、東北及北陸地方
については二割をそれぞれ割増したも
のを用いることとしたしました。尙道
府縣配付税の場合と同様の趣旨によ
りまして、新たに義務教育にかかる生徒
児童数と義務教育にかかる学級数とを
標準とする配付額を設けることとし
たのであります。

從來過料を過し得るのみであつて、刑
罰による制裁はなかつたのであります
が、昨年及び今回の改正によりまして、
新稅の創設、國稅の委譲によりまして
その稅種におきましても、稅額から
いたしまして、地方稅の内容は國稅
に匹敵するものとなつたのであります
で、これが徵收を確保するため、國と
同様の體刑又は罰金を課し得ること
としたのであります。尙徵收確保の
見地から延滞金の限度も税金額百円に
つき一日二十銭に引き上げることに改
正いたしましたことを附け加えて置
きます。

また、地方配付稅法案の概要を御説
明申し上げます。

現行地方分與稅法を廢止して新たに
地方配付稅法を制定する手續を採つた
のであります。地方財政自主化の見
地から考へて、分與という言葉は適當
でありませんので、これに代えて配付
という言葉を用いることとした外、現
行法の内容に若干の改正を加えただけ
で、その根本精神には別段の変更を加
えたわけではあります。

その二は、戰災による稅の減收額を
標準とする戰災地地方團體に対する分
與稅の特別分與の制度を廢止したこと
であります。戰災の地方團體について
いつまでも一律に戰災前の狀況を基礎
としてその稅の減收額を補填して行く
という考へ方は、穩當でありませんの
で、この制度を廢止したわけでありま
す。併し別に戰災地地方團體に対する
財政援助の方法として戰災復旧費負擔
額に一定率を乗じた額を、當該團體の
課稅力の算定に當つて用いる稅額から
控除することとしたしました。

改正の第二は、道府縣配付稅に關す
る問題であります。財政需要に正比例
して配付する配付額の算定方法につ
き

町村の中これを設置するものと設
置しないものとの間に、著しい財政需
要の相異を生ずることとなりましたの
で、これに即應した配付稅の配付をす
るためにそれぞれ配付稅を設けるこ
ととしたのであります。その二は、
課稅力に逆比例して配付する配付額
の算定方法につき、改正を加えること
であります。即ち、從來團體間の課稅力
を測定するものとして、実人口一人當
りの稅額を用いて、比較していたの
であります。市町村に自治體警察が設
置せられたことにより、実人口による
ことが不適當となりましたので、実人
口に、三百に警察吏員の数を乗じた額
を割増したものの一人當りの稅額によ
り比較することとしたしました。その
三は、財政需要に比例して配付する配
付額の算定方法に改正を加えたこと
であります。即ち、大都市、都市、甲
村及び乙町村の各ブロック間の人口比
例による分割に當りまして、道府縣の
配付税における同様の趣旨を以ちま
して從來大都市、都市及び町村につ
き、それぞれ実人口の三倍、二倍、一倍
したものを按分の基数に用いておりま
したのを、それぞれ実人口を二倍、一・
五倍、一倍したものと三百に警察吏員
の数を乗じた額を、合算したものを
用いることにし、尙その際北海道の人口
については三割増、東北及び北陸地方
の人口については二割増したものに基
いて割増人口を計算することに改めた
のであります。次に各ブロック内團體
間の人口比例による配付額の算定に當
つて、その按分の基準に用います割増
人口は、從來は実人口に一定数を加算
したものであつたのであります。こ
れを改正して、実人口に一定数を加え

その三は、配付稅の道府縣分と、市
町村分との割合を変更し市町村分を増
率したことあります。地方稅所屬額
中獨立稅又は附加稅の收入を充てて尙
不足する額は配付稅を以て充てること
としたしますと、その配付稅の所屬額
は道府縣分二百九億圓、市町村分二
億圓となりまして、その配付稅の
道府縣分と市町村分との割合は、それ
ぞれ百分の五と百分の九十五とな
ります。現行は道府縣百分の六十七、市町村百分
の三十三でありますので、市町村分は
相當増率したこととなります。尤も本
年度は年度中途から制度の改正が行わ
れますので若干計數に變化がありまし
て、この割合は道府縣百分の五十三、
市町村百分の四十七となつておりま
す。

その四は、戰災による稅の減收額を
標準とする戰災地地方團體に対する分
與稅の特別分與の制度を廢止したこと
であります。戰災の地方團體について
いつまでも一律に戰災前の狀況を基礎
としてその稅の減收額を補填して行く
という考へ方は、穩當でありませんの
で、この制度を廢止したわけでありま
す。併し別に戰災地地方團體に対する
財政援助の方法として戰災復旧費負擔
額に一定率を乗じた額を、當該團體の
課稅力の算定に當つて用いる稅額から
控除することとしたしました。

改正の第二は、道府縣配付稅に關す
る問題であります。財政需要に正比例
して配付する配付額の算定方法につ
き

町村の中これを設置するものと設
置しないものとの間に、著しい財政需
要の相異を生ずることとなりましたの
で、これに即應した配付稅の配付をす
るためにそれぞれ配付稅を設けるこ
ととしたのであります。その二は、
課稅力に逆比例して配付する配付額
の算定方法につき、改正を加えること
であります。即ち、從來團體間の課稅力
を測定するものとして、実人口一人當
りの稅額を用いて、比較していたの
であります。市町村に自治體警察が設
置せられたことにより、実人口による
ことが不適當となりましたので、実人
口に、三百に警察吏員の数を乗じた額
を割増したものの一人當りの稅額によ
り比較することとしたしました。その
三は、財政需要に比例して配付する配
付額の算定方法に改正を加えたこと
であります。即ち、大都市、都市、甲
村及び乙町村の各ブロック間の人口比
例による分割に當りまして、道府縣の
配付税における同様の趣旨を以ちま
して從來大都市、都市及び町村につ
き、それぞれ実人口の三倍、二倍、一倍
したものを按分の基数に用いておりま
したのを、それぞれ実人口を二倍、一・
五倍、一倍したものと三百に警察吏員
の数を乗じた額を、合算したものを
用いることにし、尙その際北海道の人口
については三割増、東北及び北陸地方
の人口については二割増したものに基
いて割増人口を計算することに改めた
のであります。次に各ブロック内團體
間の人口比例による配付額の算定に當
つて、その按分の基準に用います割増
人口は、從來は実人口に一定数を加算
したものであつたのであります。こ
れを改正して、実人口に一定数を加え

その二は、配付稅の繰入割合を増率
したことであります。地方稅所屬額は
年間一千七百七十二億圓であります
が、國稅の委譲を受けた地方獨立稅を創
設したり、現行地方稅の増稅を行つた
りいたしましたも、尙四百十五億圓の
不足を生じますので、これを所得稅及
び法人稅から地方配付稅配付金特別
會計の方へ繰り入れる割合の増率に求
め

その二は、新たに義務教育に係る學
級数を標準とする配付額の制度を設け
たことあります。教育制度の改革に
伴ひ、義務教育職員費が著しく増加す
ることになりますので、その財政需要
を配付基準に採り入れることとしたし
たのであります。

改正の第三は、市町村配付稅に關す
る問題であります。その一は、町村配
付稅を、自治體警察を設置する町村に
對する甲町村配付稅と、自治體警察を
設置しない町村に對する乙町村配付稅
とに分けたことあります。警察制度
の改正により、市町村に自治體警察を
設置せられることとなりましたのに伴

町村の中これを設置するものと設
置しないものとの間に、著しい財政需
要の相異を生ずることとなりましたの
で、これに即應した配付稅の配付をす
るためにそれぞれ配付稅を設けるこ
ととしたのであります。その二は、
課稅力に逆比例して配付する配付額
の算定方法につき、改正を加えること
であります。即ち、從來團體間の課稅力
を測定するものとして、実人口一人當
りの稅額を用いて、比較していたの
であります。市町村に自治體警察が設
置せられたことにより、実人口による
ことが不適當となりましたので、実人
口に、三百に警察吏員の数を乗じた額
を割増したものの一人當りの稅額によ
り比較することとしたしました。その
三は、財政需要に比例して配付する配
付額の算定方法に改正を加えたこと
であります。即ち、大都市、都市、甲
村及び乙町村の各ブロック間の人口比
例による分割に當りまして、道府縣の
配付税における同様の趣旨を以ちま
して從來大都市、都市及び町村につ
き、それぞれ実人口の三倍、二倍、一倍
したものを按分の基数に用いておりま
したのを、それぞれ実人口を二倍、一・
五倍、一倍したものと三百に警察吏員
の数を乗じた額を、合算したものを
用いることにし、尙その際北海道の人口
については三割増、東北及び北陸地方
の人口については二割増したものに基
いて割増人口を計算することに改めた
のであります。次に各ブロック内團體
間の人口比例による配付額の算定に當
つて、その按分の基準に用います割増
人口は、從來は実人口に一定数を加算
したものであつたのであります。こ
れを改正して、実人口に一定数を加え

その二は、義務教育に係る學級数を
標準とする配付額の制度を設けたこと
あります。教育制度の改革に伴ひ、
義務教育職員費が著しく増加すること
になりますので、その財政需要を配付
基準に採り入れることとしたしたので
あります。

改正の第三は、市町村配付稅に關す
る問題であります。その一は、町村配
付稅を、自治體警察を設置する町村に
對する甲町村配付稅と、自治體警察を
設置しない町村に對する乙町村配付稅
とに分けたことあります。警察制度
の改正により、市町村に自治體警察を
設置せられることとなりましたのに伴

町村の中これを設置するものと設
置しないものとの間に、著しい財政需
要の相異を生ずることとなりましたの
で、これに即應した配付稅の配付をす
るためにそれぞれ配付稅を設けるこ
ととしたのであります。その二は、
課稅力に逆比例して配付する配付額
の算定方法につき、改正を加えること
であります。即ち、從來團體間の課稅力
を測定するものとして、実人口一人當
りの稅額を用いて、比較していたの
であります。市町村に自治體警察が設
置せられたことにより、実人口による
ことが不適當となりましたので、実人
口に、三百に警察吏員の数を乗じた額
を割増したものの一人當りの稅額によ
り比較することとしたしました。その
三は、財政需要に比例して配付する配
付額の算定方法に改正を加えたこと
であります。即ち、大都市、都市、甲
村及び乙町村の各ブロック間の人口比
例による分割に當りまして、道府縣の
配付税における同様の趣旨を以ちま
して從來大都市、都市及び町村につ
き、それぞれ実人口の三倍、二倍、一倍
したものを按分の基数に用いておりま
したのを、それぞれ実人口を二倍、一・
五倍、一倍したものと三百に警察吏員
の数を乗じた額を、合算したものを
用いることにし、尙その際北海道の人口
については三割増、東北及び北陸地方
の人口については二割増したものに基
いて割増人口を計算することに改めた
のであります。次に各ブロック内團體
間の人口比例による配付額の算定に當
つて、その按分の基準に用います割増
人口は、從來は実人口に一定数を加算
したものであつたのであります。こ
れを改正して、実人口に一定数を加え

町村の中これを設置するものと設
置しないものとの間に、著しい財政需
要の相異を生ずることとなりましたの
で、これに即應した配付稅の配付をす
るためにそれぞれ配付稅を設けるこ
ととしたのであります。その二は、
課稅力に逆比例して配付する配付額
の算定方法につき、改正を加えること
であります。即ち、從來團體間の課稅力
を測定するものとして、実人口一人當
りの稅額を用いて、比較していたの
であります。市町村に自治體警察が設
置せられたことにより、実人口による
ことが不適當となりましたので、実人
口に、三百に警察吏員の数を乗じた額
を割増したものの一人當りの稅額によ
り比較することとしたしました。その
三は、財政需要に比例して配付する配
付額の算定方法に改正を加えたこと
であります。即ち、大都市、都市、甲
村及び乙町村の各ブロック間の人口比
例による分割に當りまして、道府縣の
配付税における同様の趣旨を以ちま
して從來大都市、都市及び町村につ
き、それぞれ実人口の三倍、二倍、一倍
したものを按分の基数に用いておりま
したのを、それぞれ実人口を二倍、一・
五倍、一倍したものと三百に警察吏員
の数を乗じた額を、合算したものを
用いることにし、尙その際北海道の人口
については三割増、東北及び北陸地方
の人口については二割増したものに基
いて割増人口を計算することに改めた
のであります。次に各ブロック内團體
間の人口比例による配付額の算定に當
つて、その按分の基準に用います割増
人口は、從來は実人口に一定数を加算
したものであつたのであります。こ
れを改正して、実人口に一定数を加え

文藝文でありましたのを口語文に直しました。そういう字句の点は別として、その納入を免除することができるとなつておりましたのが、今度はまあ収支を別にすると申しますが、一應納めるものは納めて貰ひ、その代り府縣の方からその額を補償するということをいたしておる。

それから次は二十五條でございますが、これは税金を滞納いたしました場合督促をいたします。その場合にそういう状態になりますと延滞金を徴収するわけでございますが、その額を一日に付き二十銭、日歩二十銭というふうに上げたのでございます。従来四銭でありましたのを一躍二十銭に上げたのであります。これはまあ徴税強化の面からであります。

それから次の二十六條におきまして小さな問題であります。地方税に對します先取特権の順位が、國税に次いで地方税が先取特権がある。その地方税の中で府縣税が先ず先で、次が市町村税と、こうなつておりましたのを、地方税に對する限り府縣税も市町村税も同列にいたしましたわけでありす。

次は、三十二條によりまして税金を地方税を算山納め過ぎておるといふ場合には、その納め過ぎた額を、あとで納めるべき税金に当ててしまふ。一度返して又新しい税を納めるといふ手續きを省略するために、あとの税に当てるということができるようになつておきます。これは従来は同種類の税しかできなかったのですが、今回は一般に地方税全体というところに改正したい。こういう改正であります。

それから第三十六條によりまして特別徴収、これは例えば入場税のごとき

け入場税は映画を見る人に課税されるのであります。それに付きまして、その税を徴収する場合、映画館に徴収の委託をする、こういう方法であります。それに付きまして新しい徴収税、入場税、電氣ガスメ税、こういうようなものをここに追加しまして、而もこれは従来は大臣が指定するとなつておりましたのを、大体分つておりますものは、法定税目は法律で以つて決めたのであります。

次に第四十二條におきまして、そのような特別徴収義務者が取つておつた税金を失つた場合、やはりこれも従来はそれは納入を免除することができたのを今度は一度納入させてその事情がありまするものに對しましては、更にこれを還付するといふ恰好にしたものであります。

次に、実はその次の間にこういう特別徴収義務者に對しまして、その徴収した行爲について手数料を拂ふことができるように従来なつておりましたのですが、今回はこれを削除いたしました。つまり特別徴収義務者は無料で税金を徴収して、そうして地方團體に納めると、こうなつたのであります。これは可なり或る意味におきまして重大なる改正であります。この点につきましては関係方面の特に強い要求があつたといふことを附加して置きたいと思ひます。

それから次は以上が大体賦課徴収の手續に關します規定であります。次の第二章以下は、地方税に對する実体的な規定であります。先ずこの四十六條におきまして、「道府縣は、独立税として、左に掲げるものを課する。」ここに道府縣民税以下がらつと

並んであります。この中に新しい事業税、特別業務税、鉱産税、入場税、電氣ガスメ税といふものが入つたわけでありす。

それから向う一つ改正しました点は、ここについております但書でありまして、「但し、徴収に要する経費が徴収すべき税額に比し多額であると認められるもの、その他特別の事情のあるものについては、この限りでない。」つまり原則的にはここに書いた税は道府縣は徴収しなければいけない。併し徴収に要する経費が徴収すべき税額に比して多額であつて、割損であるといふような特別の事情のあるものは取らなくてもよい。そういう事情のない限りは皆取らなければいけない、こういうことでありす。これによりまして先般御説明申し上げましたが、地方財政法の方に地方團體が徴収すべき収入を定めた場合に配付税を減額することができるといふあの規定に關係するわけでありす。

次は、四十七條道府縣民税の規定であります。この中に道府縣民税の賦課方法を法律を以て規定したわけでありす。「道府縣民税は、左に掲げる者に對し、所得の情況、資産の情況等を標準とし、且つ、均等割を加味してこれを課する。」この原則をここにはつきり書いておるのであります。つまり所得と資産、もう一つは均等割を、この三つを適當に組合せて、課税するといふことでありす。次の四十八條におきまして道府縣民税の賦課期日を八月一日に繰上げたのであります。もと十月一日でありましたものを八月一日に繰上げました。その理由は年度初めにおきまして地方團體が収入に困

つておりますので、成るべく早く取るということ、もう一つその次の規定に道府縣民税の納期は九月及び十二月つまり一期に取らずに二期に取るということを考えております。それがためには成るべく早い賦課期にした方がよろしいといふので、八月一日まで繰上げたのであります。

次に、第五十條におきまして、道府縣民税の標準賦課額額は、五百四に引上げたのであります。これはもうたびたび御説明しておるのでお分かりのことと思ひます。

次に、第五十四條につきまして、地租の納期は四月とはつきりしたのであります。先程の府縣民税もそうでありす。納期につきましては今まで別に規定はなかつたのであります。が、今回大体納期を統一しまして、これは地方税におきましてもそうでありす。が、國税の負担も重くなりまして大體納期を地方税、國税を通じて大體定めておきませんと、余り一つの時期に沢山の税を固まつて徴収するといふふうになりますと、納税者の負担が重くなるというふうな感じがいたします。ので、そういうことを避けるために、納期を大體各税について適當に定めて均等的に納税させようという思想であります。

第五十九條によりまして、家屋税の納期を五月に定めました。それから第六十二條におきまして、市町村は地租の名寄帳及び家屋税名寄帳を備えなければならぬ。これは従来は政令によりました規定をここに法律に書いたのであります。

次は第六十三條、これは新しい事業税の規定であります。ここに事業税

は、左に掲げるものとする。一舟艇士は、二司法書士、三公正人、四見

對して課税されておりましたのに、今から九十八條におきまして、地租附加税等の納期を、本税の地租等と見合

とはどういうものかということ先ず

ては、そのときにそれまでの税金をす

は、二司法書士、三公正人、四見

業税の規定であります。ここに事業税

から九十八條におきまして、地租附加税等の納期を、本税の地租等と見合同様に決めるということを書いてあります。九十九條によりまして附加税の制限率とか或いは標準賦課率といふものを定めております。それから第二條、市町村民税につきまして、これ大体府縣民税についてと同じようなとが改正になつております。百二條、百三條、百四條いずれも市町村民税でございます。百七條、百八條、百九條これによりまして自轉車税、荷車税金庫税がありますが、これは従來とごりございませんが、これも、その持ておるということに対して課税するのの外に、取得した場合にも課税するという規定を入れております。百十條、これは接客入税であります。従藝妓税として府縣税としてありますものを、市町村税に直し、その藝者外に、ダンサー等を入れましたのであります。第百十三條は使用入税であります。これは家事使用人に対しまして、新らしく課税しようとするものがあります。それから次は第四章の補に移りまして、第百二十條によりまして、これはこの地方税審議會に關係するものであります。つまり從來ありした主務官廳の許可ということを全いたしましたので、それに代る方法として地方税審議會において税を審議するということになります。その提として先ずここに書いてありますような一号から五号に上げておきます。そのような事柄につきましては、地團体が條例を決定した場合すぐ内閣理大臣に報告をして貰うということ先ず規定したのでございます。次の二十一條におきまして、この報告は

三 地方債の借換のために要す

2 前項の企業については、定期

(地方公共団体がその全額を負担)

一 義務教育に従事する職員に

2 前項の経費は、左に掲げるよ

家屋の標準賦課率を臨時に、つまり賃
賃価格が改定に至るまでの間特に上げ

午後二時零分開会
○委員長(吉川末次郎君) これより午

岡田喜久治君
草葉 隆圓君

健全な運営を助長することに努
め、いやくもその自律性をそこ

めに要する経費の財源とする場
合を含む)

三 地方債の借換のために要する
経費の財源とする場合
四 災害緊急事業費、災害復旧事
業費及び災害救助事業費の財源
とする場合
五 地租、家屋税、事業税及び都
道府県民税、東京都にあつては、
地方税法(昭和二十二年法律第
号)第二百六十六條の規定
により特別区の課する地租、家
屋税、事業税及び特別区民税を
含む。又は地租附加税、家税
屋附課税、事業税附加税及び市
町村民税の賦加率又は賦課率額
がいずれも標準賦課率又は標準
賦課率額の一・二倍以上である
地方公共団体において、戦災復
旧事業費及び学校、河川、道路、
港灣等の公共施設の建設事業費
の財源とする場合
2 特別区が地方債をもつて前項第
五号に掲げる事業費の財源とする
ことができる場合は、東京都が地
方債をもつてその財源とすること
ができる場合でなければならな
い。

2 前項の企業については、定期財
産目録、貸借対照表及び損益計算
書を作成しなければならない。
3 第一項の企業について、地方自
治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百四十四條第二項の規定
による議会の指定があつたとき
は、同項の規定に基づいて作成する
財産目録、貸借対照表及び損益計
算書は、これを前項の規定により
作成したものとする。
(剰余金)
第七條 地方公共団体は、各会計年
度において歳入歳出の決算上剰余
金を生じた場合においては、当該
剰余金のうち二分の一を下らない
金額は、これを剰余金を生じた翌
年度までに、地方債の償還財源
に充てなければならない。
2 前條の公営企業について、歳入
歳出の決算上剰余金を生じた場合
においては、前項の規定にかかわ
らず、議会の議決を経て、その全
部又は一部を一般会計又は他の特
別会計に繰り入れることができる。
3 前二項の剰余金の計算について
は政令でこれを定める。
(財産の管理及び処分)
第八條 地方公共団体の財産は、條
例又は議会の議決による場合を除
く外、これを交換しその他支拂手
段として使用し、又は適正な対償
なくしてこれを譲渡し、若しくは
貸し付けてはならない。
2 地方公共団体の財産は、常に良
好の状態においてこれを管理し、
その所有の目的に應じて最も効率
的に、これを運用しなければならない。
ない。

(地方公共団体がその全額を負担す
る経費)
第九條 主として地方公共団体の利
害に係る事務を行うために
要する経費は、当該地方公共団体
が、全額これを負担する。
2 前項の経費は、左に掲げるよう
なものとする。
一 地方公共団体の議会及び議会
の議員の選挙に要する経費
二 地方公共団体の職員に要する
経費
三 地方公共団体の施設の建築及
び管理に要する経費
四 地方公共団体の地域内の公共
的団体の聯合調整に要する経費
五 自治体警察に要する経費
六 消防に要する経費
七 教育學藝に要する経費
八 土木事業に要する経費
九 都市計画及び都市計画事業に
要する経費
十 保健、衛生及び社会福祉に要
する経費
十一 農業、商業、工業その他の
産業の振興に要する経費
十二 交通、ガス、水道その他の
公営企業に要する経費
3 第一項の経費のうちには、第十
條及び第十一條に掲げる経費は、
含まれないものとする。
(國と地方公共団体とが負担する
経費)
第十條 國と地方公共団体相互の利
害に係る事務を行うために
要する経費は、國と地方公共団体
とが、これを負担する。
2 前項の経費は、左に掲げるよう
なものとする。

一 義務教育に従事する職員に要
する経費
二 地方計画に要する経費
三 法律又は政令で定める重要な
都市計画及び都市計画事業に要
する経費
四 法律又は政令で定める河川、
道路、砂防、港灣等の重要な土
木事業に要する経費
五 戦災復旧のために行う学校、
道路、港灣、病院、診療所、上
下水道その他の公共施設、住宅
及び土地區画整理に要する事業
費
六 災害緊急事業、災害事業及び
災害救助事業に要する経費
七 災害防止施設に要する経費
八 福檢定所に要する経費
九 結核、性病、傳染病等の予防
に要する経費
十 食糧、薪炭その他生活必需品
の配給に要する経費
十一 労働組合の育成及び労働関
係の調整に要する経費
十二 兒童福祉及び保健所に要す
る経費
十三 職業補導施設の設置、維持
及び管理に要する経費
十四 生活保護に要する経費
3 第一項の経費についてその種
目、算定基準及び國と地方公共
団体とが負担すべき割合は、法律又
は政令でこれを定めなければならない。
(國がその全額を負担する経費)
第十一條 主として國の利害に係
る事務を行うために要する経
費については、地方公共団体は、
その経費を負担する義務を負わな
い。

2 前項の経費は、左に掲げるよう
なものとする。
一 國會議員の選挙及び國民投票
に要する経費
二 國が専らその用に供すること
を目的として行う統計及び調査
に要する経費
三 國土計画に要する経費
四 物資及び物價の統制に要する
経費
五 食糧、薪炭その他生活必需品
の供出に要する経費
六 農地関係の調整に要する経費
七 國の計画により行う開拓に要
する経費
八 檢察審査會に要する経費
(地方公共団体が処理する権限を
有しない事務に要する経費)
第十二條 地方公共団体が処理する
権限を有しない事務を行うために
要する経費については、法律又は
政令で定めるものを除く外、國は、
地方公共団体に対し、その経費を
負担せざるような措置をしてはな
らない。
2 前項の経費は、左に掲げるよう
なものとする。
一 國の機關の設置、維持及び運
営に要する経費
二 國家地方警察に要する経費
三 司法及び行刑に要する経費
四 國の教育施設及び研究施設に
要する経費
(あらたな事務に伴う財源措置)
第十三條 地方公共団体、地方公共
団体の機關又はその経費を地方公
共団体が負担する國の機關が法律
又は政令に基づいてあらたな事務を
行う義務を負う場合においては、

國は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して國會に意見書を提出することができる。

3 内閣は、前項の意見書を受取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを國會に提出しなければならない。

(地方職員費の國庫負担)

第十四條 第十條第一項及び第十一條第一項に規定する事務に従事する職員に要する経費については、第九條第二項第二号の規定にかかわらず、政令で定める職員に限り、國がその全部又は一部を負担する。

2 前項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員は、定員、経費の種目、算定基準及びその経費について國が負担すべき割合は、職員の従事する事務の種類に別に従い、政令でこれを定める。

(國庫負担地方職員の各地方公共団体別の定員)

第十五條 前條第一項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員の各地方公共団体別の定員は、内閣総理大臣が、内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣以下各大臣の請求に基いて、これを定める。

2 前項の職員に要する経費のうち國の負担すべき部分は、内閣総理大臣の所掌に属する歳出予算に計

上し、関係地方公共団体にこれを交付する。

(補助金の交付)

第十六條 國は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に對して、補助金を交付することができる。

(負担金の支出)

第十七條 國は、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する事務で地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する國の機関が行うものについて第十條第三項又は第十一條第一項の規定により國が負担する金額及び第十四條第一項の規定により國が負担する金額(以下國の負担金という)を、当該地方公共団体に對して支出するものとする。

2 地方公共団体は、第十條第一項の事務で國(その経費を地方公共団体が負担する國の機関を除く)が行うものについて同條第三項の規定により地方公共団体が負担する金額(以下地方公共団体の負担金という)を、國に對して支出するものとする。

(國の支出金の算定の基礎)

第十八條 國の負担金、補助金等の地方公共団体に對する支出金(以下國の支出金という)の額は、地方公共団体が当該國の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

(國の支出金の支出時期)

第十九條 國の支出金は、その支出

金を財源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

2 前項の規定は、地方公共団体の負担金等の國に對する支出金にこれを準用する。

(委託工事の場合における準用規定)

第二十條 前二條の規定は、國の工事とその委託を受けて地方公共団体が行う場合及び地方公共団体の工事とその委託を受けて國が行う場合において、國又は地方公共団体の負担に属する支出金にこれを準用する。

(地方公共団体の負担を伴う法令案)

第二十一條 各大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め、前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ内閣総理大臣を通じて地方財政委員會の意見を求めなければならない。

(地方公共団体の負担を伴う経費の見積算)

第二十二條 各大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び國庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に關する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七條第二項に規定する書類を大藏大臣に送付する際、内閣総理大臣を通じて地方財政委員會の意見を求めなければならない。

(國の營造物に關する使用料)

第二十三條 地方公共団体又はその

長が管理する國の營造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体又はその長は、條例又は規則の定めるところにより、当該營造物の使用について使用料を徴収することができる。

2 前項の使用料は、当該地方公共団体の収入とする。

(國が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料)

第二十四條 國が地方公共団体の財産又は營造物を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより國においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該地方公共団体の議会の同意があつたときは、この限りでない。

(負担金等の使用)

第二十五條 國の負担金及び補助金並びに地方公共団体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2 地方公共団体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、國は、当該地方公共団体に對しその負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

3 地方公共団体の負担金について、國が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共団体は、國に對し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

(地方配付税の減額)

第二十六條 地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費

を支出し、又は収入を放棄した場合においては、國は、当該地方公共団体に對して交付すべき地方配付税の額を減額し、又は既に交付した配付税の一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により減額し、又は返還を命ずる地方配付税の額は、当該法令の規定に違背して支出し、又は放棄した額をこえることができない。

(都道府縣の行う事業に對する市町村の負担)

第二十七條 都道府縣の行う事業でその区域内の市町村を利用するものについては、都道府縣は、当該事業による受益の限度において、当該市町村に對し、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府縣の議会の議決を経てこれを定めなければならない。

3 前項の規定による市町村が負担すべき金額について異議がある市町村は、内閣総理大臣に對し、異議の申立をなすことができる。

4 内閣総理大臣は、前項の異議の申立を受けた場合において特別の必要があると認めるときは、当該市町村の負担すべき金額を更正することができる。

5 地方自治法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(都道府縣等の事務の委任に伴う

國の負担すべき部分は、内閣總理大臣の所掌に属する歳出予算に計
(國の支出金の支出時期)
第十九條 國の支出金は、その支出
(國の營造物に關する使用料)
第二十三條 地方公共團體又はその
第二十六條 地方公共團體が法令の
規定に違背して著しく多額の経費
を支出するときは、内閣總理大臣の
所掌に属する歳出予算に計
(都道府縣等の事務の委任に伴う
場合)に於ける費用

第二十八條 都道府縣又は都道府縣知事が、市町村又は市町村長若しくは市町村の職員をしてその事務を行わせる場合においては、都道府縣は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならぬ。

2 前項の財源措置について不服のある市町村は、關係都道府縣知事を經由して、地方財政委員会に意見書を提出することができる。

3 都道府縣知事は、前項の意見書を受取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを地方財政委員会に提出しなければならない。

4 前記の意見は、当該都道府縣の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

(都道府縣及び市町村の負担金の支出)

第二十九條 都道府縣は、法律又は政令の定めるところによりその区域内の市町村の行う事務に要する経費について都道府縣が負担する金額(以下都道府縣の負担金という)を、当該市町村に対して支出するものとする。

2 市町村は、第二十七條第一項の規定により都道府縣に対して、負担する金額(以下市町村の負担金という)を、当該都道府縣に対して支出するものとする。

(都道府縣及び市町村の負担金等における準用規定)

第三十條 第十八條、第十九條及び第二十五條の規定は、都道府縣及び市町村の負担金並びに都道府縣

が市町村に対して交付する補助金等の支出金に、これを準用する。

附則
(施行期日)
第三十一條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十四年度分から、これを施行する。

(当せん金附票の発行)
第三十二條 都道府縣は、当分の間、公共事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金附票法(昭和二十三年法律第 号)の定めるところにより、当せん金附票を発行することができる。

(地方債の特例)
第三十三條 地方公共団体は、当分の間、左に掲げる経費については、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費
二 自治体警察の創設に伴う施設の建設費
三 消防の強化に伴う施設の建設費

2 地方公共団体は、当分の間、第五條第五号の規定にかかわらず、地方債をもつて戦災復旧事業費及び公共施設事業費の財源に充てることができる。

(地方公共団体のその全額を負担する経費の特例)
第三十四條 左に掲げる経費については、当分の間、第十條の規定に準じ、國と地方公共団体とが、こ

れを負担する。

一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費
二 引揚者の援護に要する経費(北海道に關する特例)
第三十五條 左に掲げる経費は、当分の間、第十條及び第十一條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一 政令で定める北海道の開港に要する経費
二 政令で定める北海道の河川、道路、砂防港灣等の土木事業並びに災害應急事業及び災害復旧事業に要する経費

(地方財政委員会の権限)
第三十六條 この法律、地方税法及び地方配付税法(昭和二十三年法律第 号)の規定による内閣總理大臣の権限の行使については、臨時に、地方財政委員会が、これを補佐する。

(第十條に対する暫定措置)
第三十七條 第十條に規定する事務に要する経費について、その種目、算定基準及び國と地方公共団体とが負担すべき割合については、この法律施行後制定される法律又は政令をもつて別段の定めをなすものを除く外、昭和二十四年三月三十一日までの間は、なお、従前の例による。

第三十八條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百二十條第二項を削る。

第二百二十六條第一項中「その負担を償還するため、普通地方公共団体の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため

必要がある場合に限り」を「別に法律で定めるところにより」に改める。

第二百二十八條第一項中「その必要な経費及び」を「その公共事務及びその区域内における行政事務(従来法令により及び將來法律又は政令により当該普通地方公共団体に属するものを除く)で國の事務に属しないものを行うために必要な経費並びに」に改め、同條第二項を削る。

第二百四十五條の二 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する基本原則については、この法律で定めるものを除く外、別に法律で定める。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法を改正する法律案(予第百六十七号)

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

必要がある場合に限り」を「別に法律で定めるところにより」に改める。

第二百二十八條第一項中「その必要な経費及び」を「その公共事務及びその区域内における行政事務(従来法令により及び將來法律又は政令により当該普通地方公共団体に属するものを除く)で國の事務に属しないものを行うために必要な経費並びに」に改め、同條第二項を削る。

第二百四十五條の二 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する基本原則については、この法律で定めるものを除く外、別に法律で定める。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法を改正する法律案(予第百六十七号)

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第一章 總則
第一節 通則
第二節 賦課
第三節 徴収
第一款 普通徴収
第二款 特別徴収
第二章 普通税
第一節 道府縣税
第二節 市町村税
第一款 道府縣税附加税
第二款 独立税
第三章 目的税
第四章 補助
第五章 罰則

地方税を改正する法律案

第十二條 法人の事業税 事業税割

六、公衆用直路、鉄道用也、軌道

組合、魚沼果菜組合及び木沼果

二十四 主宅組合の事業及び主宅

第十七条 首符系よ、市町村が既文

法人に課税するべき地方税を納める義務を負う。

るべき所得金額を定め、これを課税する。道府県知事（第一項の道府県知事）

るべき前年の課税額を定め、これを課税する。道府県知事（第一項の道府県知事）

るべき前年の課税額を定め、これを課税する。道府県知事（第一項の道府県知事）

るべき前年の課税額を定め、これを課税する。道府県知事（第一項の道府県知事）

（課税率の所属年度区分）

第十二條 法人の事業税、事業税割を含むものの課税率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の属する年度の課税率による。

2 道府県税附加税（道府県税附加税割及び市町村税附加税割を含むもの）の課税率は、本税の属する年度の課税率による。但し、法人の事業税附加税の課税率は、法人の事業年度終了の日又は合併若しくは解散の日の属する年度の課税率による。

（課税除外）

第十三條 左に掲げるものに關しては地方税（鉱産税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割を除く）を課することができない。

但し、第二号から第六号までに掲げる土地、家屋又は物件を他に使用収益させる場合において、その使用収益をなす者に課するとき並びに第二号及び第四号から第十一号までに掲げる土地、家屋又は物件を有料で使用する場合において、その所有者に課するときはこの限りでない。

- 一、國、地方團體その他命令で定める公共團體の事業又は行為
- 二、國、地方團體その他命令で定める公共團體において公用又は公共の用に供する土地、家屋又は物件
- 三、國又は地方團體の所有する土地、家屋又は物件
- 四、宗教法人においてその用に供する建物及びその境内地又は構内地

五、墓地

六、公家用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地及び水道用地、七、用水路、ため池、堤、う及び井溝

八、保安林

九、國宝又は史跡若しくは名勝として指定された家屋

十、學校（學校教育法、昭和二十二年法律第二十六号第一條の學校及び内閣總理大臣の指定する（その他の學校をいう。）において直接保育又は教育の用に供する土地及び家屋

十一、社會事業法（昭和二十二年法律第五十九号）第三條の規定による事業開始の届出をなした社會事業、生活保護法（昭和二十二年法律第十七号）による保護施設、司法保護事業法（昭和二十四年法律第四十二号）による司法保護事業及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童福祉施設の用に供する土地及び家屋

十二、恩給金庫、庶民金庫及び復興金融金庫の事業、

十三、大日本育英会の事業

十四、食糧配給公團、船舶公團、配炭公團、産業復興公團、貿易公團、價格調整公團、酒類配給公團、食料品配給公團、飼料配給公團、油糧配給公團及び肥料公團の事業

十五、健康保険組合、健康保険組合連合会、國民健康保険組合及び國民健康保險團體連合会の事業、國民健康保險の事業を行う法人の國民健康保險の事業並びに

に農業共済組合、農業共済保險組合、漁船保險組合及び木船保險組合の事業

十六、健康保險法（大正十一年法律第七十号）、國民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）、船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）厚生年金保險法（昭和十三年法律第六十号）、労働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十号）失業手当法（昭和二十二年法律第四十五号）及び失業保險法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定により保險給付として支給を受ける金品

十七、生活保護法の規定により給付を受ける保護金品

十八、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定により給付を受ける災害保償金

十九、鉱物の採掘又は砂鉄の採取のため直接使用する工作物、器具及び機械で内閣總理大臣の指定するもの

二十、相続に因る土地、家屋又は物件の取得

二十一、法人の合併に因る土地、家屋又は物件の取得

二十二、保險業法（昭和十四年法律第四十一号）により会社がその保險契約の全部の移轉契約により不動産を移轉する場合における不動産の取得

二十三、委託者から受託者に信託財産を移す場合、委託者のみが信託財産の元本の受益者たる信託に因り受託者から受益者に信託財産を移す場合及び信託の受託者の更迭の場合における不動産の取得

二十四、住宅組合の事業及び住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による組合員の住宅又はその用地の取得

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第十四條 地方團體は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とすときは、課税をしないことができる。

2 地方團體は、公益上その他の事由に因り必要があるときは、不均一の課税をなすことができる。

第十五條 地方團體の一部に對し特に利益がある事件に關しては、地方團體は、不均一の課税をなし、又はその一部に課税をなすことができる。

第三節 徴収

第一款 普通徴収

第十六條 道府縣の徴収及び納入に關する市町村の義務

第十七條 市町村は、その市町村内の道府縣税を徴収して道府縣に納入する義務を負う。

但し、第十條第二項、第三十六條第一項又は第四十四條第一項の規定により徴収するものについては、この限りでない。

第十八條 道府縣は、市町村が既收の道府縣税を失つた場合において、天災その他避けることのできない事由に因ることを認めるときは、市町村の申請により、税金を納入すべき日から三十日以内に、議会の議決を経てその税金額に相当する金額を補償するものとする。

2 市町村は、前項の規定による道府縣の措置に不服があるときは、内閣總理大臣に訴願することができる。

3 前項の規定による訴願の提起は、第一項の議決のあつた日又は議決がなされないで同項の期間を経過した時から、二十一日以内に、これをしなければならぬ。

4 内閣總理大臣は、訴願を受理したときは、三月以内にこれを裁決しなければならぬ。

（道府縣税の普通徴収）

第十八條 道府縣税を賦課徴収しようとするときは、道府縣知事又はその委任を受けた道府縣吏員（以下道府縣徴税吏員という。）は、市町村に對し徴税命令書を発し、市町村長又はその委任を受けた市町村吏員（以下市町村徴税吏員という。）は、徴税命令書により徴税傳令書を調製しこれを納税者に交付しなければならぬ。

2 道府縣知事又は道府縣徴税吏員は納税者に対し、直接に徴税命令書を交付することができる。

（市町村税の普通徴収）

第十九條 市町村税を賦課徴収しようとするときは、市町村長又は市町村徴税吏員は、徴税命令書を納税者に交付する。

者に交付しなければならぬ。

(納税義務等の完了時期)

第二十條 第十八條第一項の徴税傳令書又は前條の徴税令書の交付を受けた納税者はその税金を市町村に拂ひ込み、その領收証を受け取つたときに、納税の義務を完了する。

2 第十八條第二項の徴税令書の交付を受けた納税者は、その税金を道府県に拂ひ込み、その領收証を受け取つたときに、納税の義務を完了する。

3 市町村は、その徴收した道府県税を道府県に拂ひ込み、その領收証を受け取つたときに税金納入の義務を完了する。

4 税金の拂込み又は納入について郵便振替貯金の方法によつた場合においては、納税者又は市町村は、税金を郵便官署に拂い込んだときに、その義務を完了する。

(違法又は錯誤に係る賦課等の取消)

第二十一條 道府県税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認めるときは、徴税令書又は徴税傳令書の交付を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をなすことができる。

2 市町村は、第五十一條第一項の場合において、道府県民税の賦課額の配当に關し違法又は錯誤があると認めるときは、その告知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をなすことができる。

3 市町村税の賦課を受けた者はその賦課について違法又は錯誤があ

ると認めるときは徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に、市町村長に異議の申立をなすことができる。

4 前項の場合において市町村長の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、道府県知事に訴願することができる。

5 第一項から第三項までに規定する事項については、第一項及び第二項の規定による異議の決定又は前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に訴することできない。

6 第四項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徴税吏員からも、裁判所に訴すること

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百五十六條第二項から第四項まで及び第二百五十七條の規定は、第一項から第四項までの場合に、これを準用する。

(督促状)

第二十二條 道府県税の徴税令書若しくは徴税傳令書又は市町村税の徴税令書の交付を受けた納税者、が納期限までに税金を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、遅くとも、納期限後二十日目までに、督促状を発しなければならない。

2 督促状には、條例で定める期間内において、相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情のある地方団体においては、條例で、第一項に規定する期限と異なる期限を定めることが

ができる。

(督促手数料)

第二十三條 地方団体は、督促状を發したときは、手数料を徴收しなければならない。

2 道府県税について市町村長又は市町村徴税吏員をして督促状を發せしめた場合における手数料は、その市町村の収入とする。

(滞納処分)

第二十四條 第二十二條の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに、税金及び督促手数料を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、條例で定める期限内に、國税滞納処分(例)により、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、道府県知事に訴願することができる。

3 第一項に規定する事項については、前項の規定による裁決を経た後でなければ、裁判所に訴することできない。

4 市町村税に關する第二項の規定による裁決については、市町村長又は市町村徴税吏員からも、裁判所に訴することができる。

5 第一項の規定による処分のうち差押物件の公賣は、差押処分の確定に至るまで、これを停止する。

6 第一項の規定による処分は、その地方団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

7 地方自治法第二百五十七條の規定は、第二項の場合にこれを準用する。

(延滞金)

第二十五條 督促をなした場合においては、税金額百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、)につき一日二十銭以内において條例の定める割合をもつて、納期限の翌日から税金完納又は財産差押の日(前日までの日数により計算した延滞金を徴收しなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 徴税令書又は徴税傳令書一通の税金額が百円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴收するとき。

三 納税者の住所及び居所が不明であるため又は本邦内にないため公示送達の方法により納税の命令又は督促をしたとき。

四 滞納につき考慮すべき事情があると認めるとき。

2 督促状の指定期限までに税金及び督促手数料を完納したときは、延滞金は、これを徴收しない。

(先取特権等)

第二十六條 地方税並びにその督促手数料延滞金及び滞納処分費(以下地方団体の徴收金という)は、國税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費(以下國の徴收金という)に次いで先取特権を有する。

2 地方団体の徴收金の追徴、還付及び時効については、國税の例による。但し、附加税たる市町村税のうち、本税の決に因り賦課することのできるものの時効は、本税

決定の日定から進行する。

3 第二十四條第二項から第四項まで並びに地方自治法第二百五十七條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(繰上徴收)

第二十七條 納税者が左の各号の一に該当するときは、既に徴税令書又は徴税傳令書を交付した地方税については、納期に至り税金の徴收を完了することができないと認められるもの限り、納期前であっても、税金の全額を徴收することが

一 國税、地方税その他の公課につき滞納処分を受けたとき。

二 強制執行を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 相続人が限定承認をしたとき。

五 競賣の開始があつたとき。

六 法人が解散したとき。

七 納税者に税金を免れようとする行為があると認められるとき。

2 前項の規定による徴收については國税徴收の國による。

(納税延期)

第二十八條 道府県知事又は市町村長は、條例の定めるところにより、納税者のうち特別の事情のある者に對し、納税延期を許すことができる。

(減免)

第二十九條 道府県知事又は市町村長は、天災その他特別の事情のある場合又は貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者その他特別の事情のある者に

る、道府県又は市町村の議會の

るときは、その過期項を未納の税

(特別徴收義務者)

義務者がその徴收すべき地方税を

(特別徴收義務者に対する督促)

税

三 狩猟者税 狩猟者税附加税

四 遊興飲食税 遊興飲食税附加税

五 入湯税 入湯税附加税 入湯税

六 廣告税 廣告税附加税

七 その他内閣府理大臣の指定する税目

2 前項の場合においては、地方團體は、証紙類その他のものに証紙を貼らせ、又は証紙金額に相当する現金の納付を受け、納税済印をおし、証紙に代えることができる。

3 証紙をはるときは、証紙をはつたものの紙面と証紙の色彩とにかつて、その地方團體の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で、判明にこれを消さなければならぬ。

(徴収の嘱託)
第四十五條 この法律により地方團體の徴収金を納付すべき者又はその者の財産が当該地方團體外に在るときは、道府縣知事若しくは道府縣徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、本人又は財産所在地の当該吏員にその徴収を嘱託することができる。

2 前項の場合における徴収金の徴収は、嘱託を受けた者の属する地方團體における徴収の例による。

3 第一項の規定により徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び資金に要する費用は、嘱託を受けた者の属する地方團體の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた者の属する地方團體の負担とする。

2 道府縣は、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

第二章 普通税
第一節 道府縣税
(道府縣税の独立税の税目)
第四十六條 道府縣は、独立税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴収に要する経費が徴収すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

一 道府縣民税

二 地租

三 家屋税

四 事業税

五 特別業務税

六 釐金税

七 入場税

八 電気ガス税

九 船舶税

十 自動車税

十一 軌道税

十二 電話加入権税

十三 電柱税

十四 不動産取得税

十五 木材引取税

十六 漁業権税

十七 狩猟者税

十八 遊興飲食税

十九 入湯税

2 道府縣は、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

(道府縣民税の納税義務者等)
第四十七條 道府縣民税は、左に掲げる者に対し、所得の状況、資産の状況等を標準とし、且つ、均等

割を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に對しては、この限りでない。

一 道府縣内に一戸を構える個人又は一戸を構えなくても独立の生計を営む個人

二 道府縣内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 道府縣内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第一号又は第二号の個人については、当該事実のある市町村ごとに、同項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、道府縣民税を課する。

3 第六條の規定は、道府縣民税については、これを適用しない。

(道府縣民税の賦課期日)
第四十八條 道府縣民税の賦課期日は、八月一日とする。

2 第十條の規定は、道府縣民税については、これを適用しない。

(道府縣民税の納期)
第四十九條 道府縣民税の納期は、九月(二期に分けるときは九月及び十二月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(道府縣民税の賦課標準)
第五十條 道府縣民税の標準賦課額は、五百円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2 前項の規定の適用については、第四十七條第一号又は第二号の個人は当該事実のある市町村ごとに同項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者となる。

(道府縣民税の賦課額の配当)
第五十一條 道府縣民税の賦課額は道府縣條例の定めるところにより、これを市町村に配当することができる。

2 前項の場合においては、この法律、この法律に基づく命令及び道府縣條例の定めものの外、道府縣民税の課税方法は、關係市町村の條例でこれを規定することができる。

(地租の納税義務者等)
第五十二條 地租は、土地に對し、土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)による土地台帳に登録された賃貸價格を標準として、その所在の道府縣において、その所有者(賃権又は百年より長い存続期間の定められている地上権の目的たる土地についてはその賃権者又は地上権者)に、これを課する。

2 前項の場合においては、土地台帳に所有者、賃権者又は地上権者として登録された者をもつて、それぞれその土地の所有者、賃権者又は地上権者とする。

(地租の賦課期日)
第五十三條 地租の賦課期日は、四月一日とする。

2 第十條第一項及び第二項の規定は、地租については、これを適用しない。

(地租の納期)
第五十四條 地租の納期は、四月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合にお

いては、この限りでない。

(地租の賦課率)
第五十五條 地租の標準賦課率は百分の十二とする。

2 地租は、各納税義務者について、同一市町村内における土地の賃貸價格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。但し、賃貸價格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

(地租の追徴)
第五十六條 土地台帳法により申告する義務がある者がその申告をしないことによつて、賃貸價格の設定又は修正がなされず、そのため土地に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2 前項の規定により地租を徴収する場合及び詐欺その他不正の行為により地租を免れた者からその地租を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

(家屋税の納税義務者等)
第五十七條 家屋税は、家屋に對し、家屋台帳(昭和二十二年法律第三十一号)による家屋台帳に登録された賃貸價格を標準として、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。

2 前項の場合においては、家屋台帳に所有者として登録される者をもつて、その家屋の所有者とする。

(家屋税の賦課期日)
第五十八條 家屋税の賦課期日は、五月一日とする。

2 前項の規定の適用については、第五十八條 家屋税の賦課期日は、五月一日とする。

人の清算所得とみなす。

事業の所得とする。

二十三 遊技場業

第六十三條 事業税は、法人(民法

第二十條第一項及び第二項の規定

第二十條第一項及び第二項の規定

第二十條第一項及び第二項の規定

第二十條第一項及び第二項の規定

負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び清納処分費は、嘱

ける者に対し、所得の状況、資産の状況等を標準とし、且つ、均等

第四十七條第一項第一号又は第二号の個人は当該事業のある市町村

において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合にお

第五十八條 家屋税の賦課期日は、五月一日とする。

2 第十條第一項及び第二項の規定は、家屋税については、これを適用しない。

(家屋税の納期) 第五十九條 家屋税の納期は、五月中において、條例でこれを定める。但し特別の事情のある場合においては、この限りでない。

(家屋税の賦課率) 第六十條 家屋税の標準賦課率は、百分の十・五とする。

2 家屋税は、各納税義務者について、同一市町村内における家屋の賃貸価格の合計金額により算出して、これを徴収しなければならない。但し、賃貸価格の合計金額が五円に満たないときは、この限りでない。

(家屋税の追徴) 第六十一條 家屋台帳法により申告する義務のある者がその申告をしないことによつて賃貸価格の設定又は修正がなされず、そのために家屋税に不足額があるときは、直ちにこれを追徴しなければならない。

2 前項の規定により家屋税を徴収する場合及び詐偽その他不正の行為により家屋税を免れた者からその家屋税を徴収する場合においては、前條第二項の規定は、これを適用しない。

(地租名寄帳及び家屋税名寄帳) 第六十二條 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、命令の定めるところにより、地租名寄帳及び家屋税名寄帳を備えなければならない。

第六十三條 事業税は、法人(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人を除く。)の行う事業並びに個人の行う第一種事業及び第二種事業に対し、所得を標準として、事業所所在の道府県において、その法人及び個人にこれを課する。

2 前項の第一種事業とは、左に掲げるものとする。

- 一 物品販賣業、動植物その他普通物品と物品といわれないものの販賣業を含む。
- 二 金銭貸付業
- 三 物品貸付業、動植物その他普通物品と物品といわれないものの貸付業を含む。
- 四 製造業(電気又はガスの供給業及び物品の加工修理業を含む。)
- 五 土石採取業
- 六 運送業(運送取扱業を含む。)
- 七 倉庫業(物品の寄託を受けこれを保管する業を含む。)
- 八 請負業
- 九 印刷業
- 十 出版業
- 十一 写真業
- 十二 席巻業
- 十三 旅館業
- 十四 料理店業
- 十五 周旋業
- 十六 代理業
- 十七 仲立業
- 十八 問屋業
- 十九 両替業
- 二十 湯屋業
- 二十一 理容業
- 二十二 演劇興行業

二十三 遊技場業
二十四 遊覽所業
二十五 その他これらに類する事業

3 第一項の第二種事業とは、左に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 畜産業
- 三 水産業
- 四 林産業
- 五 その他これらに類する事業

4 事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもつて、その事業所とみなして、事業税を課する。この場合においては、第六條の規定は、これを適用しない。

(事業税と信託財産) 第六十四條 信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として受くべき受益者が信託財産を有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。)については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定していないとき又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受託者とみなす。

事業の所得とする。

2 個人が前年度一月一日から当該年度終了の日までに事業を廃止した場合における事業税については、前項の所得を課税標準とするものの外、前年度一月一日から事業廃止の時までの所得を課税標準とするものを、その事業廃止後直ちに課するものとする。

3 法人の各事業年度の所得は、各事業年度の純益金から総損金を控除した金額による。

4 信託会社の各事業年度の所得の計算については、合同運用信託に因る収入及び支出は、その総益金及び総損金から各々これを控除する。

5 法人が事業年度中に解散し又は合併に因り消滅した場合においては、その事業年度の初めから解散又は合併に至るまでの期間をもつて一事業年度とみなす。

6 法人の清算所得は、法人が解散した場合において、その残余財産の価額が解散当時の拂込株式金額又は出資金額及び積立金額の合計金額を超過するときの超過金額による。

7 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式出資者又は社員が合併後存置する法人若しくは合併に因り設立した法人から合併に因り取得する株式の拂込済金額又は出資金額及び金銭の総額が、合併に因り消滅した法人の合併当時の拂込株式金額又は出資金額及び積立金額の合計金額の超過するときは、その超過金額は、これを合併に因り消滅した法人の清算所得とみなす。

人の清算所得とみなす。

8 個人の所得は、当該年度の前年中又は前年度二月一日から事業廃止の時までの総収入金額から必要な経費を控除した金額による。

9 事業税の課税標準の算定に關しては、この法律に定めるものの外、命令でこれを定める。

(事業税の納期) 第六十六條 個人の事業税(前條第二項の規定による事業税を除く。)の納期は、八月及び十一月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情のある場合においては、この限りでない。

(事業税の賦課率) 第六十七條 事業税の標準賦課率は、法人(特別法人を除く。)の行う事業及び個人の行う第一種事業に対するものについては百分の七・五、特別法人の行う事業及び個人の行う第二種事業に対するものについては百分の五とする。

2 前項の特別法人とは、左に掲げる法人をいう。

- 一 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 二 産業組合及び産業組合連合会
- 三 貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会
- 四 市街地信用組合
- 五 商工協同組合及び商工協同組合中央会
- 六 漁業会、製造業会、道府縣水産業会及び中央水産業会
- 七 森林組合及び森林組合連合会
- 八 道府縣林業会及び日本林業会
- 九 蚕糸共同組合及び蚕糸業会
- 十 農林中央金庫

十一 商工組合中央会

十二 塩業組合及び塩業組合連合

十三 相互保険会社、証券取引所及び会員組織の商品取引所

3 前項第一号及び第六号から第九号までの法人のうち所屬の会員若しくは組合員又は組合若しくは連合会をして出資をなさしめないものに對しては、事業税を課することができない。

(事業税の免除点)

第六十八條 個人の事業所得金額に満たないときは、事業税を課することができない。

(事業税の課税標準の特例)

第六十九條 事業税の課税標準については、事業の状況に應じ、第六十三條第一項の所得によらないで資本金額、買上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地の地積若しくは賃貸價格、従業員数等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率は、命令で特別の定をなすものについてはその定により、その他のものについては第六十六條の賦課率による場合における負擔と著しく均衡を失ふことのないよう、これを定めなければならない。

2 前項の場合においても、第七條第一項の規定の適用を妨げない。

(地租、家屋税及び事業税の賦課率の均一)

第七十條 地租、家屋税及び事業税(前條第一項の規定による事業税を除く)の賦課率の各標準賦課率に對する割合は、同一道府縣にお

いてはこれを同一としなければならない。但し、負擔の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

(事業税の納税義務者等)

第七十一條 特別業務税は、業務所又は、事務所を設けて行ふ第一種業務及び第二種業務(法人の行うものを除く)に對し、所得を標準として、業務所又は事務所所在の道府縣において、その業務を行ふ者にこれを課する。

2 前項の第一種業務とは、左に掲げるものとする。

- 一 医業
- 二 齒科医業
- 三 助産婦業
- 四 その他これに類する業務

3 第一項の第二種業務とは、左に掲げるものとする。

- 一 弁護士業
- 二 司法書士業
- 三 公証人業
- 四 税務代理士業
- 五 公認会計士業
- 六 その他これらに類する業務

(特別業務税の賦課率等)

第七十二條 特別業務税の標準賦課率は、第一種業務に対するものについては百分の四、第二種業務に対するものについては百分の五とする。

2 第七條、第八條、第六十五條、第六十六條、第六十八條及び第六十九條の規定は、特別業務税について、これを適用する。

第七十三條 釀造税は、釀物の採掘又は砂金の採取の事業に對し、その釀物又は砂金の價格を標準として、当該事業の作業場所所在の道府

縣において、その釀業者又は砂金業者にこれを課する。

2 前項の事業に對しては、事業税を課することができない。

(釀造税の賦課率)

第七十四條 釀造税の賦課率は、千分の四を超えないことができる。

(入場税の納税義務者等)

第七十五條 入場税は、演劇、映画若しくは観物(すもろ、野球その他の競技で公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)を催す場所、競馬場、展覽會場、遊園地その他これらに類する場所への入場又は舞踏場、まあじやん場、たまつき場、ゴルフ場、スケート場、つりばり、貸船場その他これらに類する場所の設備の利用に對し、入場料金又は利用料金を標準として、その場所所在の道府縣において、その入場者又は利用者に、これを課する。

2 前項の場所への入場又は設備の利用に對して入場料金又は利用料金の定のある場合にその入場料金又は利用料金の全部又は一部を支拂わないで入場し又は利用したときは公務又は業務によるものを除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして入場税を課することができる。

(入場税の賦課率)

第七十六條 入場税は、賦課率百分の五十によりこれを課さなければならない。但し、運動競技で学生、生徒又はその競技をなすことを業としないう者の行ふものについて、觀覽のため競技場に入場する者か

ら料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の二十とする。

(電気ガス税の納税義務者等)

第七十七條 電気ガス税は、電気又はガスに對し、その料金(基本料その他電気又はガスの使用につき、電気事業者又はガス事業者が支拂すべき金額を含む。以下本條、第七十八條及び第七十九條中同じ)を標準として、その使用地所在の道府縣において、その使用者にこれを課する。

2 共同住宅、アパート又は貸事務所の経営者その他家屋の全部又は一部を他人に貸し付ける者が電気事業者又はガス事業者から供給を受ける電気又はガスを家屋の借主に使用させるときは、その電気又はガスは、これをその貸主が使用するものとみなす。

3 電気事業者若しくはガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気若しくはガスを使用させるとき、又は電気事業者でない者が自ら発電する電気を電気事業者でない者に使用させるときは、その電気又はガスは、これをその電気事業者若しくはガス事業者又はその発電者が使用するものとみなす。

4 前項の場合及び電気事業者若しくはガス事業者又は電気事業者でない者が自ら発電する電気を電気事業者でない者に使用する場合においては、料金以外のものを電気ガス税の課税標準とすることができる。

5 命令で定める用途に使用する電氣に對しては、電気ガス税は、こ

れを課することができない。

(電気ガス税の賦課率)

第七十八條 電気ガス税の賦課率は、料金を課税標準とするときは、百分の五をこえることができる。

2 電気ガス税の賦課率は、前條第四項の規定により料金以外のものを課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負擔と著しく均衡を失ふことのないよう、これを定めなければならない。

(釀区税の納税義務者等)

第七十九條 釀区税は、釀区及び砂金区に對し、その所在の道府縣において、その釀業者及び砂金業者に、これを課する。

(釀区税の賦課率)

第八十條 釀区税は、左に掲げる賦課率により、これを課さなければならない。

- 一 試掘釀区 面積千坪ごとに 十円
- 二 採掘釀区 面積千坪ごとに 二十円
- 三 砂金区 河床、延長一町ごとに 十円
- 河床でないもの 面積千坪ごとに 十円
- 坪又は一町として計算するものとする。

2 前項の場合において、千坪未満又は一町未満の端数は、これを千坪又は一町として計算するものとする。

(船舶税)

第八十一條 船舶税は、総トン数二十トン以上の船舶又はその取得に對し、主たる定けい場所所在の道府縣において、その所有者又はその

を除く。の賦課率の各標準賦課率に對する割合は、同一道府縣にお

としない者の行為のものについて、
観望のため競技場に入場する者か

命を定め、月給に月給、
氣に對しては、電氣ガス税は、こ

とし、主たる定住場所の道府
縣において、その所有者又はその

取得者に、これを課する。

2 主たる定住場所が不明であるとき、定住場所のある道府縣のうち、船舶港のある道府縣に主たる定住場所があるものとみなす。
(自動車税)

第八十二條 自動車税は、自動車又はその取得に對し主たる定住場所のある道府縣において、その所有者（所有者が國、地方團體その他地方税を課することのできないものであるときはその使用者）又は取得者に、これを課する。
(軌道税)

第八十三條 軌道税は、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は地方鉄道法（大正八年法律第五十一号）により敷設した軌道又は地方鉄道に對し、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。
(電話加入権税)

第八十四條 電話加入権税は、電話加入権又はその取得に對し、電話機所在の道府縣において、その電話加入権者又はその取得者に、これを課する。
(電柱税)

第八十五條 電柱税は、電柱に對し、その所在の道府縣において、その所有者に、これを課する。
(不動産取得税の納税義務者等)

第八十六條 不動産取得税は、不動産の取得に對し、その價格を標準として、不動産所在の道府縣において、その取得者に、これを課する。
(不動産取得税の賦課率)

第八十七條 不動産取得税の賦課率

は百分の十をこえることができない。

(木材引取税の納税義務者等)

第八十八條 木材引取税は、素材の引取に對し、その價格又は容積を標準として、同一の素材について一回に限り、素材生産地の道府縣において、條例で定める引取者に、これを課する。

2 立木の伐採後條例で定める時までに素材について引取者がないときは、立木の伐採をもつて素材の引取と、その所有者をもつてその引取者とみなして、前項の規定を適用する。
(木材引取税の賦課率)

第八十九條 木材引取税の賦課率は、價格を課税標準とするときは、百分の四をこえることができない。

2 木材引取税の賦課率は、容積を課税標準とするときは、前項の賦課率による場合における負担と均衡を失ふことのないように、これを定めなければならない。
(漁業権税)

第九十條 漁業権税は、漁業権（入漁権を除く）又はその取得に對し、その漁場所在の道府縣において、その漁業権者又はその取得者に、これを課する。
(狩猟者の納税義務者等)

第九十一條 狩猟者税は、狩猟の免許を受ける者に對し、その住所所在地の道府縣において、これを課する。
(狩猟者税の賦課率)

第九十二條 狩猟者税は、左の賦課率により、これを課さなければならない

第一 一年額一萬四以上の所得税を納める者及びその同居の親族 二千四百円
二年額一萬四未満の所得税を納める者及びその同居の親族 千二百円
三 前二号に掲げる者以外の者 五百円

らな。

(遊興飲食税の納税義務者等)

第九十三條 遊興飲食税は、料理店、貨席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對し、料金を標準として、その行為場所所在の道府縣において、その行為者にこれを課する。但し、條例の定めるところにより料金を以外のものを課税標準とすることができ。

2 前項の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が、料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は、同項の場所における飲食とみなし、料理店、仕出屋、旅館等所在の道府縣において、これを課する。
(遊興飲食税の賦課率)

第九十二條 料金を課税標準とする場合における標準賦課率は、左の通りとする。
一 藝者の花代（これに類する料金を内閣総理大臣の定めるものを含む。以下同じ。） 百分の十五
二 藝者の花代を伴う遊興、飲食又は宿泊の料金（藝者の花代を除く。） 百分の四十
三 前二号以外の遊興又は料理

店、貨席、カフェー、バーその他條例で定める場所における飲食の料金 百分の二十五
四 宿泊及び前二号以外の飲食の料金 百分の十
(入場税)

第九十五條 入場税は、観劇、浴場における入場に對し、その浴場所在の道府縣において、その入場者に、これを課する。
(關係道府縣知事の意見の異なる場合の措置)

第九十六條 課税権の帰属その他本節の規定の適用につき關係道府縣知事が意見を異にするときは、その申出により、内閣総理大臣がこれを定める。
第二節 市町村税

第一款 道府縣附加税

(道府縣附加税の税目)

第九十七條 市町村は、道府縣附加税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴収に要する経費が徴収することのできる税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 一 地租附加税
- 二 家屋税附加税
- 三 事業税附加税
- 四 特別業務税附加税
- 五 鉦産税附加税
- 六 入場税附加税
- 七 電氣ガス税附加税
- 八 鉦産税附加税
- 九 船舶税附加税
- 十 自動車税附加税
- 十一 軌道税附加税
- 十二 電話加入権税附加税

- 十三 電柱税附加税
- 十四 不動産取得附加税
- 十五 木材引取税附加税
- 十六 漁業権税附加税
- 十七 狩猟者税附加税
- 十八 遊興飲食税附加税
- 十九 入場税附加税
- 二十 第四十六條第二項の規定による独立税附加税

(地租附加税等の納期)

第九十八條 地租附加税及び家屋税附加税並びに個人の事業税附加税及び特別業務税附加税（第六十五條第二項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税附加税又は特別業務税附加税を除く）の納期は各本税の納期に準じて、條例でこれを定める。
(道府縣附加税の賦課率)

第九十九條 鉦産税附加税及び狩猟者税附加税の賦課率は、これを本税の百分の百、入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の二百としなければならない。
2 木材引取税附加税の賦課率は本税の百分の五十を、電氣ガス税附加税及び不動産取得附加税の賦課率は本税の百分の百を、鉦産税附加税の賦課率は本税の百分の百五十をそれぞれ超えることはできない。但し各本税の賦課率がその制限率に達しないときは各附加税の賦課率は、本税分と附加税分とを合算して、鉦産税附加税にあつては鉦物又は砂鐵の價格の百分の一に、電氣ガス税附加税にあつては電氣若しくはガスの料金の百分の十、不動産取得附加税にあ

つては不動産の価格の百分の二十に、木材引取税附加税にあつては素材の価格の百分の六にそれぞれ相当する率に達するまでは、これを引き上げることができる。

3 前二項に規定するもの以外の道府県税附加税の標準賦課率は、各本税の賦課率に相当する率（本税につき標準賦課率の定めあるものについてはその率に相当する率）とする。

（道府県税附加税の賦課率の均一）
第百條 地租附加税、家屋税附加税及び事業税附加税の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

2 前條第三項の道府県税附加税（地租附加税、家屋税附加税及び事業税附加税を除く。）の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

第二款 独立税

（市町村の独立税の税目）

第百一條 市町村は、独立税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴収に要する経費が徴収すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 舟税
- 三 自轉車税
- 四 荷車税
- 五 金庫税

- 六 と畜税
- 七 廣告税
- 八 接客入税
- 九 使用入税

2 道府県において、第四十六條第一項に掲げる独立税（道府県民税を除く。）のうち、課さないものがあるときは、市町村は、その独立税として、これを課することができる。

3 市町村は、前二項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

（市町村民税の納税義務者等）
第百二條 市町村民税は、左に掲げる者に対し、所得の状況、資金の状況等を標準とし、均等制を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

一 市町村内に一戸を構える個人又は一戸を構えなくても独立の生計を営む個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、市町村民税を課する。

3 第六條の規定は、市町村民税については、これを適用しない。

（市町村民税の賦課期日）

第百三條 市町村民税の賦課期日は、八月一日とする。

2 第十條の規定は、市町村民税については、これを適用しない。

（市町村民税の納期）
第百四條 市町村民税の納期は、九月（二期に分けるときは九月及び十二月中に於いて、條例でこれを定める但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。）

（市町村民税の賦課標準）
第百五條 市町村民税の標準賦課額は、五百円に第百二條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2 前項の規定の適用については、第百二條第一項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

（舟税）
第百六條 舟税は、総トン数二十ト未満の舟又はその取得に対し、主たる定住、所所在の市町村において、その所有者又は取得者に対し、これを課する。

2 主たる定住、所が不明であるときは、定住、所所在の市町村のうち船舶港の所在の市町村に主たる定住、所があるものとみなす。

（自轉車税）
第百七條 自轉車税は、自轉車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に対し、これを課する。

（荷車税）
第百八條 荷車税は、荷車又はその取得に対し、その所在の市町村において、その所有者又は取得者に対し、これを課する。

（金庫税）
第百九條 金庫税は、金庫又はその取得に対し、その所在の市町村において、これを課する。

（と畜税）
第百十條 と畜税は、と畜に対し、その殺場所在の市町村において、その殺場の所有者に対し、これを課する。

（廣告税）
第百十一條 廣告税は、廣告（新聞、雑誌及び書籍による廣告を除く。）に対し、その廣告場所在の市町村において、その廣告主に、これを課する。

（接客入税）
第百十二條 接客入税は、藝者、ダンサーその他これらに類する者に対し、その従業地所在の市町村において、これを課する。

（使用入税）
第百十三條 使用入税は、家事使用人に対し、その従業地所在の市町村において、その使用者に対し、これを課する。

（第百一條第二項の規定による市町村独立税に関する準用規定）
第百十四條 第五十二條から第九十五條までの規定は、第百一條第二項の規定による独立税の課税につき、これを準用する。

（関係市町村長の意見の異なる場合の措置）
第百十五條 課税権の帰属その他本節の規定適用につき関係市町村長が意見を異にするときは、その申出により、道府県知事（関係市町村が二以上の道府県にわたる場合においては内閣府知事）が、これを定める。

第三章 目的税

（道府県の都市計画税）

第百十六條 道府県は、都市計画法（大正八年度法律第三十六号）及び特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の施行に要する費用に充てるため、道府県税附加税の百分の十以内において、都市計画税として道府県税附加税を課することができる。但し地租、家屋税、事業税、特別都市計画税、特別都市計画税若しくは特別都市計画税（第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別都市計画税）については、その税額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別都市計画税の賦課率をもつて、除して得たものに第六十七條第一項又は第七十一條第一項に規定する区分に應じて百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第百十七條にきまた同じ。）の百分の十以内とする。

2 道府県民税、釐金税、入場税、電気ガス税、飲区税、不動産取得税、木材引取税及び狩猟者税に対しては道府県税附加税を課することができる。

（市町村の都市計画税）
第百十七條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の施行に要する費用に充てるため、道府県税附加税及び市町村税附加税の百分の三十以内において、都市計画税と

して、道府県税附加税及び市町村

たつて賦課するときはその（税額）

取扱費の額を定め又は変更する

について異議があるときは内閣府

したい旨の通知を受ける時又は前

して、道府縣税独立税制及び市町村税独立税制を課することができ。但し、地租制、家屋税制、事業税制及び特別業務税制については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は特別業務税百分の三十以内とする。

2 道府縣民税、賦産税、入場税、電気ガス税、鉱区税、不動産取得税、木材取引税及び狩猟者税又は市町村税に對しては、道府縣税独立税制又は市町村税独立税制を課することができない。

3 市町村は、第一に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

(水利地益税)
第百十八條 道府縣及び市町村は、水利に關する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に對し、左の水利地益税を課することができる。

地租制
段別制
2 水利地益税の賦課率(數年)にわたつて賦課するときはその總額)は、当該土地の受益の限度をこえることができない。

(共同施設税)
第百十九條 市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に對し、共同施設税を課することができる。

2 共同施設税の賦課額(數年)にわたつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

たつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

第四章 補則

(地方團體の報告義務)

第百二十條 地方團體は、左に掲げる場合においては、当該各号に關する條例(当該條例を改正し又は廃止する條例を含む)を議決した後、直ちにその旨を内閣總理大臣に報告しなければならない。当該條例がその施行後、施行の日の属する年度を含み三年度を経過した場合において、なおその效力を有するときは、また、同様とする。

一 道府縣民税、地租、家屋税、事業税若しくは特別業務税又は市町村民税、地租附加税、家屋附加税、事業税附加税若しくは特別業務税附加税の標準賦課總額又は標準賦課率をこえて課税するときは、

二 第四十六條第一項但書、第九十七條但書及び第百一條第一項但書の規定により地方税を課さないときは、

三 第四十六條第二項、第百一條第三項、第百十七條第三項、第百十九條、第百二十六條第二項、第百二十七條及び第百二十九條第一項の規定により独立税又は目的税を新設又は変更するときは、

四 第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定により事業税又は特別業務税の課税標準に所得以外のものを用いるときは、
五 第十六條第二項の規定による

取扱費の額を定め又は変更するときは、

2 前項の條例で輕易なものについては、命令の定めるところにより、これを内閣總理大臣に代え都道府縣知事に報告せしめ、又はその報告を要しないものとする。これができるとき、

3 都道府縣知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の經濟政策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から十日以内に、その旨を内閣總理大臣に報告しなければならない。

4 都道府縣知事は、第二項の規定による報告を受けた場合において、は、前項の規定により内閣總理大臣に報告するかどうかを当該地方團體に通知しなければならない。

5 内閣總理大臣は、第一項第三号及び第四号の場合における報告を受けたときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

(地方税審議會の審査)
第百二十一條 内閣總理大臣は、前條第一項又は第三項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の經濟政策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から三十日以内に、地方税審議會に對し、意見を附けて、当該條例の審査を請求することができる。

2 大蔵大臣は、前條第五項の通知を受けた場合において、その條例

について異議があるときは内閣總理大臣に對し、その通知を受けた日から二十日以内に、地方税審議會の審査の請求を求めることができる。

3 内閣總理大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受けた日から十日以内に、第一項の審査を請求しなければならない。

4 内閣總理大臣は、前條第一項又は第三項の報告を受けた場合においては、地方税審議會の審査を請求するかどうかを当該地方團體に通知しなければならない。

5 地方税審議會は、第一項の請求を受けたときは、その日から三十日以内に、審査を行い、当該條例の取消又は変更の要否を、その理由を添えて内閣總理大臣に通知しなければならない。

6 内閣總理大臣は、前項の規定により條例の取消又は変更を要する旨の通知を受けたときは、これに基づいて、当該條例を取消し又は変更しなければならない。

7 内閣總理大臣は、前項の処分をしたとき又は地方税審議會から当該條例の取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けたときは、それぞれその旨を当該地方團體に通知しなければならない。

8 前條第一項の條例(同條第二項の規定により報告を要しないもの)とせられるものを除くは、当該地方團體が同條第四項の規定により内閣總理大臣に報告しない旨の通知を受けたとき、第四項の規定により地方税審議會の審査を請求

したい旨の通知を受ける時又は前項の規定により取消若しくは変更を要しない旨の通知を受ける時までは、これを施行することができない。但し、前條第一項又は第二項の規定による報告をなした後八十日を経過したときは、この限りでない。

(地方税審議會の組織等)
第百二十二條 地方税審議會は、内閣總理大臣の所轄とする。

2 審議會は、委員五人をもつてこれを組織する。

3 委員は、半職経験のある者のうちから、内閣院の同意を経て、内閣總理大臣が、これを任命する。

委員の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて、内閣院の同意とする。

4 審議會に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。

5 委員の任期は、三年とする。但し委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、これを再任することができる。

7 審議會は、委員の半数以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

8 審議會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

9、この法律に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で

これを定める。

(納税義務者の申告義務等)

第二百七十三條 地方税の納税義務者及び特別徴収義務者は、命令又は條例の定めるところにより、地方税の賦課に關し必要な事項を申告し又は報告しなければならない。

(徴収吏員の質問検査権)

第二百七十四條 地方税の賦課に關し必要があるときは、当該徴収吏員は、左に掲げる者に質問し、又はその者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができ。

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 納税義務者

三 納税義務者又は納税義務がある者認められる者に金銭又は物品の給付をなす義務があると認められ者その他当該地方税の賦課に關し直接關係があると認められる者。

2 前項の場合においては、当該徴収吏員は、その身分を証明すべき証書を携帯し、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(東京都税及び特別市税)

第二百二十五條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第二章第一節の規定(道府県民税に關する規定を除く。)の準用については、賦課率に關する定は、鉅額税にあつては二・五倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に相當する率を定めたものとする。

2 東京都においては、第五十條第

一項の規定の準用については、同項中「五百円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額」とあるのは「五百円に東京都における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額及び五百円に特別区の存する区域における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額の合算額」と読み替へるものとする。

3 東京都民税の課税につき第四十七條第二項及び第五十條第二項の規定を準用する場合においては、東京都の各特別区をもつて市とみなす。

第二百二十六條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第四十六條第一項に掲げるものの外、独立税として、左の東京都税又は特別市税を課することができ。

- 一 舟税
- 二 自動車税
- 三 荷車税
- 四 金庫税
- 五 畜税
- 六 廣告税
- 七 接客人税
- 八 使用人税

2 東京都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

3 第六十六條から第七十二條までの規定は、第一項の規定による独立税の課税について、これを準用する。この場合においては、東京都の特別区の存する区域及び特別市とみなす。

第二百二十七條 東京都は、その特別区の存する区域において、及び特別市は、第五百十四條第一項に規定するものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

2 東京都は、その特別区の存する区域において、及び特別市は、共同施設税を課することができる。

3 第五百十九條の規定は、前項の共同施設税について、これを準用する。

(特別区税)

第二百二十八條 東京都の特別区は、東京都條例の定めるところにより、その区域内において東京都が課することのできる税の全部又は一部を、特別区税として課することができる。

2 東京都の特別区が東京都民税の一部を特別区税として課する場合においては、これを特別区民税といふ。

第二百二十九條 東京都の特別区は、前條に規定するものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

2 前項の独立税の新設及び変更については、東京都の同意を受けなければならない。

第二百三十條 特別区税については、この法律中の市町村税に關する規定を準用する。

(区に關する特例)

第三百一十一條 第五十五條第二項、第六十條第二項及び第六十六條の規定の適用については、東京都の特別区並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市のみは、これを市とみなす。

(島における特例)

第三百一十二條 島における地方税及びその賦課徴収に關しこの法律により難い事項については、命令で特別の定をなすことができる。

(賦課徴収の細目)

第三百一十三條 この法律又は他の法律で定めものを除く外、地方税の賦課徴収について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 罰則

(脱税等に関する罪)

第三百一十四條 詐欺その他不正の行為により地方税額の全部又は一部につき地方税を免れた者は、これを三年以下の懲役又はその免れた税金の五倍以下に相當する罰金若しくは、科料に処する。

2 特別徴収義務者が徴収すべき地方税を徴収せず、又は徴収した地方税を納入しなかつたときは、これを三年以下の懲役又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金の五倍以下に相當する罰金若しくは科料に処する。

3 前二項の罪を犯した者には情狀に因り懲役及び罰金を併科することができ。

4 第一項又は第二項の場合においては、地方團體は、直ちにその免れた税金又は徴収しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金を徴収することができる。

收することができる。

(申告義務者等に関する罪)

第三百一十五條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第三百一十三條の規定により申告し又は報告すべき事項について虚偽の申告若しくは報告をした者又は申告若しくは報告を怠つた特別徴収義務者

二 第三百二十四條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は意避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを提示した者

四 第三百二十四條の規定による徴収吏員の質問に對し答弁をなさない者

五 前号の質問に對し虚偽の答弁をした者

(秘密漏えいの罪)

第三百一十六條 地方税に關する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者がその事務に關して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金を處する。

(再罰規定)

第三百一十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第三百一十四條又は第三百一十五條の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。(刑法總則の適用除外)

相当する率を定めたものとする。
2 東京都においては、第五十條第

の特別区の存する区域及び特別市
とみなす。

別区吏員又は「特別区條例」と
読み替えるものとする。

れた税金又は徴収しなかつた税金
若しくは納入しなかつた税金を徴

各本條の罰金刑を科する。
(刑法總則の適用除外)

第三百三十八條 第三百三十四條の罪を
犯した者には、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第三十八條第三
項但書、第三十九條第二項、第四十
條、第四十一條、第四十八條第二
項、第六十三條及び第六十六條の
規定は、これを適用しない。但し、
懲役刑に処するときは、この限り
でない。

附則

第三百三十九條 この法律は、昭和二十
三年七月一日から、これを施行す
る。但し、入場税及び入場税附
加税に関する部分並びに第四百十
九條及び第五百十條の規定は、同
年八月一日から、これを施行する。
第四百十條 この法律は、昭和二十
三年度分の地方税(法人に対する
事業税については、昭和二十三年
四月一日以後に終了する事業年度
分又は同日以後における合併若し
くは解散に因る分)から、これを
適用する。

2 昭和二十二年分以前の地方税
に關しては、なお、従前の例によ
る。

第四百四十一條 この法律施行前に營
業税について昭和二十三年度分と
してなした手続その他の行為は、
これをこの法律の規定により事業
税についてなした手続その他の行
爲とみなす。

第四百四十二條 改正前の地方税法
(昭和十五年法律第六十号)第四
四條第三項、第六十二條第四項、
第七十六條第四項、第七十九條第
二項(同法第八十五條の九におい
て準用する場合を含む)、第八十五
條の五第三項、第八十五條の八第

二項又は第八十五條の十一第二項
の規定により新設又は変更した獨
立税又は目的税でこの法律施行の
際現に存するものは、内閣總理大
臣の指定する税目を除き、この法
律による手続を経て新設又は変更
した独立税とみなす。

2 改正前の地方税法第四十八條の
四又は第五十八條の規定により許
可を受けた賦課率でこの法律施行
の際現に効力を有するものは、こ
の法律による手続を経て定めた賦
課率とみなす。

3 前項の規定の適用については、
營業税は、これを事業税(特別法
人の行う事業及び個人の行う第二
種事業に対するものを除く。)と
みなす。

第四百四十三條 土地及び家屋につ
いて一般に賃貸價格の改定されるま
では第五十五條第一項中「百分の
十二」とあるのは「百分の十・五」
とあるのは「百分の百二十五」と
読み替えるものとする。

第四百四十四條 減租年期地、免租年
期地その他旧地租法(昭和六年法
律第四十八号)その他の法律によ
り、一定の期間賃貸價格に關し特
別の取扱をなす旨の定めあつた土
地で土地台帳法により賃貸價格を
設定若しくは修正すべきもの及び
旧家屋税法(昭和十五年法律第百
八号)により賃貸價格を定めな
い旨のあつた家屋で家屋台帳法によ
つて賃貸價格を決定すべきものに
ついて、この法律施行の際賃貸價
格が改定され若しくは修正され又
は決定されていないときは、その

土地又は家屋の賃貸價格が設定さ
れ若しくは修正され又は決定され
るまでは第五十二條第一項及び第
五十七條第一項の規定にかかわら
ず、評定賃貸價格を標準として、
地租又は家屋税を課することがで
きる。

前項の評定賃貸價格は、道府縣
條例の定めるところにより、類地
又は類似家屋の賃貸價格に比準
し、且つ当該土地又は家屋の品位
及び情況に應じ、道府縣知事が、
これを定めなければならない。

第四百四十五條 自作農創設特別措置
法(昭和二十一年法律第四十三号)
第三條の規定により國が買収した
農地又は相模税法(昭和二十二年
法律第八十七号)第五十二條若し
くは財産税法(昭和二十一年法律
第五十二号)第五十六條の規定に
より國が收納した農地について
は、買収し又は收納した時から自
作農創設特別措置法第二十一條の
規定によりその所有権が買渡の相
手方に移轉するまでの間は、そ
の使用若しくはその日以後當
該買渡の相手方をもつて、それぞ
れ第五十二條の所有者とみなす。

第四百四十六條 個人の営む農業に對
する事業税については、当分の間、
当該事業に係る所得のうち米穀、
はたか麦、大麦、小麦、甘しよ、
ばれいしよ及び雜穀に關する部分
は、これをその課税標準に算入す
ることができない。

第四百四十七條 昭和二十三年度分に
限り、家屋税の賦課期日は、第五
十八條第一項の規定にかかわら

ず、六月一日とする。
第四百四十八條 東京都は、その特別
区の存する区域において、並びに
戰爭で災害を受けた市町村及びそ
の附近の市町村で都道府縣知事の
指定するものは、当分の間、住宅
緊急措置令(昭和二十年勅令第六
百四十一号)第十三條の二の規定
による余裕住宅又は空住宅に對
し、その余裕住宅税の使用若しくは
その空住宅の所有者に余裕住宅税
を課することができない。

第四百四十九條 入場税法(昭和十五
年法律第四十四号)は、これを廢
止する。

2 入場税の廢止前に課した又は課
すべきであつた入場税及び特別入
場税については、なお従前の例に
よる。

3 入場税法の廢止前になした行為
に關する罰則の適用については、
なお従前の例による。

第五百十條 災害被害者に対する租
税の減免、徴收猶予等に関する法
律(昭和二十二年法律第七十五
号)の一部を次のように改正する。
第八條及び第九條中「物品税及び
入場税」と及び物品税に改める。
第五百一十一條 狩猟法の一部を次の
ように改正する。

第八條 創除
第五百一十二條 私立学校用地の免租
に關する法律(大正八年法律第三
十八号)は、これを廢止する。

第五百一十三條 商品取引所法(明治
二十六年法律第五号)の一部を次の
ように改正する。
第三十條ノ二 創除
農業倉庫業法(大正六年法律第十

五号)の一部を次のように改正す
る。第十四條中「法人税及營業
税」と、「及法人税」に改める。第
十四條ノ二を創る。
住宅組合法(大正十年法律第六
十六号)の一部を次のように改正す
る。

第十一條 創除
アルコール專賣法(昭和十二年法
律第三十二号)の一部を次のよう
に改正する。
第四十二條第一項中「營業税」を
「地方税法(昭和二十三年法律第
十号)ニ依る事業税」に改め、
同條第二項中「又は純益」を創る。
恩給金庫法(昭和十三年法律第五
十七号)の一部を次のように改正
する。

第十條第一項中「法人税及營業
税」と、「及法人税」に改め、同條第
二項を創る。
庶民金庫法(昭和十三年法律第五
十八号)の一部を次のように改正
する。

第八條第一項中「法人税及營業税
と」「及法人税」に改め、同條第二
項を創る。
臨農養調整法(昭和十四年法律第
二十七号)の一部を次のように改
める。

第九條中「法人税及營業税」と
「及法人税」に改める。
硫酸アンモニア増産分配統制法
(昭和十四年法律第七十号)の一部
を次のように改正する。

第一條第一項及び第四項中「營業
税を」「地方税法(昭和二十三年法
律第十号)ニ依る事業税」
に改め、同條第二項中「又純益」

を創る。

保険業法の一部を次のように改正する。

第八十一條 削除

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項を創る。

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條 削除

第三十九條第五項中「及臨時利得税法ニ依ル利益」を「臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第 号）に依リ業課税ヲ課スル場合ノ所得」に改める。

大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「法人税及營業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を創る。

宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項及び第三項を創る。

復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「法人税及び營業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を創る。

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の六及び第三十九條第

二項中「營業税」を「事業税に、
「純益」を「所得」に改める。」「
商工共同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條 削除

物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「營業法ニ依ル純益及臨時所得税法ニ依ル利益」を「臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法（昭和二十三年法律第 号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合に於ケル所得」に改める。

持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「營業税」を「地方税法（昭和二十三年法律第 号）ニ依ル事業税」に改め、第二十

九條第三項及び第四項中「營業税及臨時利得税ノ適用」を「臨時利得税法及地方税法（昭和二十三年法律第 号）ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」に改める。

船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

石油配給公團法（昭和二十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

産業復興公團法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項を創る。

價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

酒類配給公團法（昭和二十二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を創る。

理由
地方財政窮迫の現況に對処するため、地方税制度を改革する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。